

平成 26 年 4 月 11 日

各位

日立金属株式会社

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、東京電力株式会社が発注する架空送電工事の取引に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から平成 25 年 12 月 20 日付で課徴金納付命令を受けております。

これに伴い、国土交通省関東地方整備局から建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、平成 26 年 4 月 10 日付で下記の通り営業停止命令を受けました。

本件に関しまして、お客様をはじめとして関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。当社は、これまでも法令・企業倫理遵守に取り組んでまいりましたが、今回の命令を受けあらためて法令・企業倫理遵守徹底をさらに強化し、一層身を引き締めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

2. 営業停止の期間

平成 26 年 4 月 25 日から平成 26 年 5 月 24 日までの 30 日間

以上